

# 国民年金保険料の免除制度を活用しよう

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、世代を超えて支え合う制度です。

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料（以下「保険料」といいます）は、月額1万6260円です。

経済的な事情や災害などにより、保険料を納めることが困難な人のために、申請することで保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

免除や猶予を受けず、保険料が未納の場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

または一部免除されます。

また、免除の所得基準を超えて、退職（失業）などにより納付が困難な人は、特例で免除を受けられる場合があります。

## ●納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、本人の配偶者それぞれの前年所得が一定基準以下の場合は、申請することで保険料の納付が猶予されます。

平成28年7月から、対象年齢が「30歳未満」から「50歳未満」に拡大されました

## ●学生納付特例制度

前年所得が一定基準以下の学生は、申請することで保険料の納付が猶予されます。

## △申請の受付期間

保険料の免除制度および納付猶予制度の平成28年度分（平成28年7月分から平成29年6月分まで）

## 免除や猶予を受けたら追納制度を利用しましょう

保険料の免除や納付猶予を受けている場合、将来、受け取る年金額が増加する場合があります。

過去3年度より前の保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が生じます。

免除や猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年内であれば追納することができます。

過去3年度より前の保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が生じます。



# 身近な方法でしつかり納税

市税は、市民の皆さんのが安心して暮らしていくように、福祉や教育、道路整備などの公共サービスを行うための大切な財源です。

さまざまな納付方法がありますので紹介します。

## 安心・簡単・確実な「口座振替」

銀行、信用金庫、農協、労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）の預貯金口座から各納期に自動引き落としされます。

一度手続きをすれば、納付のたびに金融機関などへ出向く必要も

無く、翌年度以降も継続されます。

## ●申し込み方法

預貯金通帳、預貯金の届け出印、口座振替を希望する市税の納付書をお持ちになり、直接、金融機関へお申し込みください。納税者本人以外の預貯金口座でも預貯金名義人の承諾があれば利用できます。

## ●振替ができるなかつたとき

預貯金の残高不足により口座振替ができなかつたときは、納付書を送付しますので、金融機関など

の窓口で納付してください。

## 便利な「コンビニ」での納付

領収書は1年分（1月から12までの分）をまとめて、毎年1月中旬に送付します。ただし、軽自動車税の領収書は、6月中旬に送付します。

## 【市役所・総合支所窓口】での納付

本庁収納課、各総合支所税務会計係の窓口で納付できます。

## 【問い合わせ】

行、花巻農業協同組合、花巻信用金庫、東北労働金庫の本店および支店、ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で納付できます。

▽本庁収納課（☎24-2111内線242-2083）
▽各総合支所健康福祉係
大迫（☎48-2111内線143）
石鳥谷（☎45-2111内線227）

▽各総合支所健康福祉係
大迫（☎48-2111内線143）
石鳥谷（☎45-2111内線227）
東和（☎42-2111内線243）
▽花巻年金事務所（☎23-3351）

## 高村光太郎没後60年・高村智恵子生誕130年 高村光太郎記念館企画展 「智恵子の紙絵」



▲紙絵「道具箱」

高村光太郎の妻・智恵子は晩年、色紙や包装紙などの紙を台紙に貼り付けた「切り抜き絵」を多く制作しました。後に光太郎は智恵子の遺作となつた切り抜き絵を「紙絵」と名付けました。

太平洋戦争の空襲で光太郎のアトリエは全焼しましたが、智恵子の紙絵は、花巻など地方へ疎開させて難を逃れました。

智恵子が生み出し、光太郎が守り抜いた紙絵。繊細な表現と独自の色彩感覚を持つ彼女の作品から、光太郎と智恵子の思いを感じられる企画展です。

### ■会期

7月15日 金

～

11月23日 水・祝

■会場 高村光太郎記念館

■時間 開館午前8時30分、閉館午後4時30分（会期中無休）

### ◆路線バス運行中

下記の期間、太田線の花巻駅から高村山荘までの区間で路線バスが運行されています。

【運行期間】11月30日（水）まで

●駅前6番乗り場発→高村山荘着

①10:45→11:10 ②11:45→12:10

●高村山荘発→花巻駅前着

①12:35→13:00 ②13:35→14:00

### ■問い合わせ

高村光太郎記念館（☎28-3012）

の申請は、7月1日から受け付けています。

なお、学生納付特例制度の平成28年度分（平成28年4月分から平成29年3月分まで）の申請は、4月1日から受け付けられています。

※過去分の保険料の免除制度、納付猶予制度、学生納付特例制度の申請は、申請時点から2年1ヶ月前までの期間をさかのぼって行えます

ます

保険料の免除や納付猶予を受けている場合、将来、受け取る年金額が増加する場合があります。

過去3年度より前の保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が生じます。

免除や猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年内であれば追納することができます。

過去3年度より前の保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が生じます。